

民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）の改正

■令和5年4月1日民法改正により、越境する隣地の竹木の枝の切取りに関するルールが変更となりました。

婦恋村では、隣地からの樹木の越境については、居住の有無に関わらず、民事（相隣関係）の問題となりますので、仲介（伐採の依頼を含む）・仲裁を行ったり、伐採等を行ったりすることはできません。

これまでの民法では、竹木の枝が隣地から自分の土地に越境してきた場合、自分では切り取ることが認められておらず、その所有者に切ってもらうか、所有者に対して切除を求める訴えを起こす必要がありました。

令和5年4月1日から施行された改正民法第233条では、原則は従来通り竹木の所有者に切除を求めるべきとしながらも、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自ら切り取ることが可能とする内容に変わりました。

なお、婦恋村では竹木の枝や根の切除が法的に可能かどうか判断しかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

改正後 民法第233条

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

（1）竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

（2）竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

（3）急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

よくある質問 Q&A

Q1. 催告してからどのくらい待てばいいのでしょうか？

改正後の民法第233条第3項第1号に規定された「相当の期間」とは、越境した枝を切り取るために必要な時間的猶予（業者への依頼等）を与える趣旨であり、事案にもよりますが、基本的には2週間程度以上と考えられます。

Q2. 越境しているので今すぐ切りたいが構わないか？

越境している竹木を全て自分で切除してよいわけではなく、民法第233条に該当する場合のみとなります。切除をお考えの場合は、事前に弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

Q3. 枝を切除する場合、勝手に隣地に入ってよいのか？

改正後の民法第233条第3項の規定による枝の切除であれば、必要な範囲内で隣地を使用することができます。ただし、居住宅についてはその居住者の承諾がなければ、立ち入ることができません。

参考：民法第209条

（隣地の使用）

第209条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

（1）境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

（2）境界標の調査又は境界に関する測量

（3）第233条第3項の規定による枝の切取り

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第1項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

4 第1項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

Q4. 隣地の所有者をどのように調査したらよいのか？

前橋地方法務局中之条支局にて登記事項証明書を取得し、調べることができます。

所有者を調べずに切除した場合、違法となる可能性がありますのでご注意ください。また、請求先が不明で費用請求できない場合があります。

Q5. かかった費用は請求できるのか？

越境した枝の切取り費用は、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切取ることにより竹木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には竹木の所有者に請求できると考えられます。

参考：民法第703条及び709条

（不当利得の返還義務）

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

Q6. 隣地の立木が自分の土地(敷地)に倒れ込んできた場合は？

この場合は枝や根ではなく幹を切らなければならないかと思われることから、この相隣関係の規定（枝や根）には該当しないものと思われます。

この場合もまずは隣地の所有者に伐採を求めるべきでしょう。

※隣地の所有者の調査は Q4 で確認ください。

立木が完全に倒れてきている場合や傾いて越境されているなど状況は様々かと思われますので、自己判断で伐採することはせず事前に弁護士等（法律の専門家）にご相談ください。

※ やむを得ず自ら伐採せざるを得ないときは、伐採前後の状況などを写真や動画等に記録するとともに、伐採費用等についても証拠書類等の保管をしておくといわれます。

Q7. 役場でこのような問題を相談できる課所はあるか？

孺恋村では、隣地からの竹木の越境については、居住の有無に関わらず、民事（相隣関係）の問題となり、対応できる課所はありません。

また、村では法的に切除可能かどうかについては判断しかねることや、必要以上の切除によって所有者とトラブルになることも考えられますので、事前に弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

★根拠（民法第 209 条～第 238 条）相隣関係（そうりんかんけい）

民法には相隣関係というものがあり、「隣接する不動産の所有者間において、通行・排水・境界などの問題に関して相互の土地利用を円滑にするために、各自の不動産の機能を制限し調整し合う関係」のことを言います。

○相隣関係は当事者間の話し合いで（例：建築）

建物を建てる場合、建築基準法に基づく制限がありますが、建築主と近隣との権利関係は民法に規定されています。建物を建てる計画をする際、お互いが気持ちよく暮らせるように、近隣への配慮を十分にしてください。また、工事を始める前には近隣への挨拶や説明をし、工事中は騒音等の迷惑をかけないようにするなど配慮することが大切です。

相隣問題（民法上の規定）については村（行政）が指導や介入することはできません。

当事者間で話し合って解決していただくことになります。

話し合いがつかないときは、民事調停か、裁判によって解決することになります。

なお、建築確認の審査は、民法の規定にかかわらず、建築基準法に適合していれば確認処分は行われます。